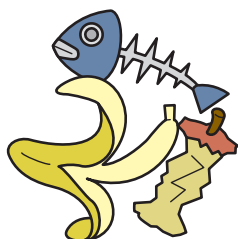


可燃ごみ

出し方

指定袋で出す
(可燃ごみ用)

出せるもの(主な品目) 台所から出る生ごみ



生ごみ(調理くず、残飯など)



固化処理した
食用油



貝殻

リサイクルできない紙くず



ティッシュ、油紙、感熱紙、カーボン紙、
写真、ビニールコート紙、合成紙、
ガムテープ、食品・油等付着した紙など



紙コップ

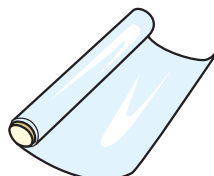
小型のプラスチック製品、容器



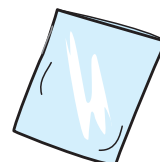
合成ゴム製品



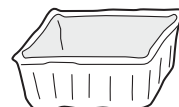
シャンプー・
マヨネーズなどの容器



ラップ類などの
プラスチック製品



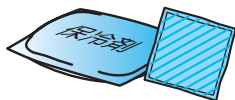
ビニール袋



とうふのパック

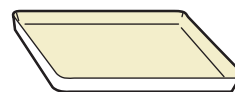


カップラーメンや卵、納豆の容器



保冷剤・乾燥剤

菓子の袋



食品トレイ

できるだけスーパー等の回収
ボックスを利用してください。

その他



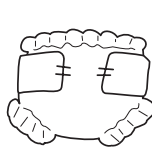
革製以外の
かばん、くつ



吸いさら



掃き出しごみ



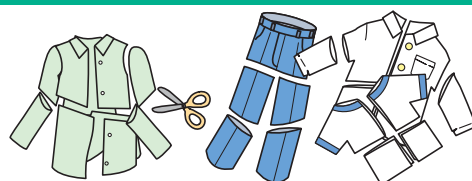
紙おむつ、
生理用品

汚物はトイレに流す



竹串

袋を突き破らないよう先を折る



化学繊維が混入している衣類・布類

必ず40cm以下に切断する

綿・絹100%は資源(古布類)へ

！ 注意点



生ごみは
十分水切りを！



びん、缶などは
絶対に入れない

焼却炉の構造上、
可燃ごみは、
長さ40cm以下
厚さ5cm以下
に破碎、切断して
ください

！ お願い

廃食用油(使用済み天ぷら油)
は、各市村の回収
事業にご協力を
お願いします。
(6ページをご覧ください)



不燃ごみ

出し方

指定袋で出す
(不燃ごみ用)

出せるもの(主な品目)

不燃ごみ(焼却不適物)



小型の電化製品

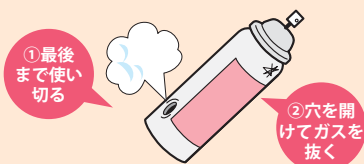


！ 注意点

ごみ収集車で火災が発生しています!!

「不燃ごみ」や「缶類」を収集する車に多く発生しています。原因としては、スプレー缶や携帯用ガスボンベ、使い捨てライターに残っていたガスに引火したものと考えられます。

ごみを出す際に必ず守ってください。



スプレー缶、
カセットボンベ
など



！ お願い

最終処分場の延命にご協力を！ ～混ぜればごみ、分ければ資源～

現在の最終処分場(クリーンセンター館野)は、あと3～4年ほどで満杯になり、利用できなくなります。1日でも長く利用できるよう住民の皆様のご協力が必要です。

ごみの減量、資源化について、更なる徹底をお願いします。

缶 類

出し方 透明または半透明の袋で出す
専用の回収容器がある地区は、そこに入れる

出せるもの(主な品目)

ビール、ジュースなどの缶



そ の 他



缶詰の缶、菓子や粉ミルクの缶(中を洗う)



スプレー缶

出し方



！ 注意点

スプレー缶

穴を開けてガスを抜く

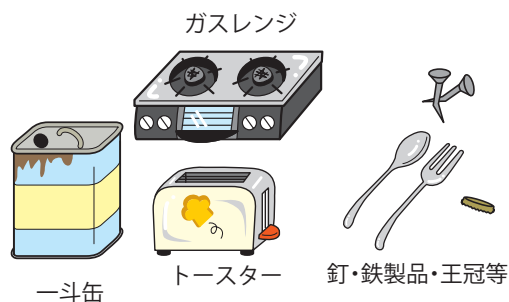
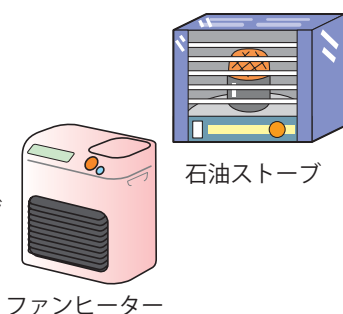


最後まで使いきり、必ず穴を開けてガスを抜いてください

金 属 類

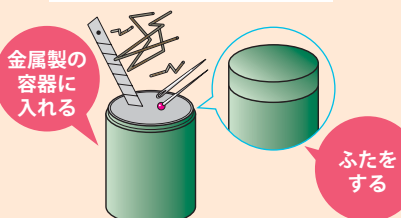
出し方 透明または半透明の袋で出す
専用の回収容器がある地区は、そこに入れる

出せるもの(主な品目)

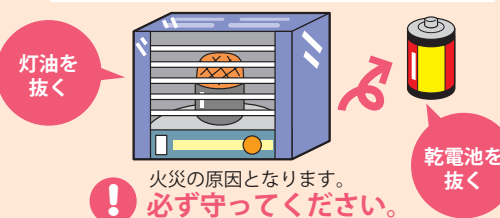


！ 注意点

針・カミソリの刃など



石油ストーブ・ファンヒーターなど



電気コードなどの金属以外の部分は切り離したり、取り外してください。取り外した物は不燃ごみへ

びん類

出し方 透明または半透明の袋で出す
専用の回収容器がある地区は、そこに入れる

出せるもの (主な品目)

食べ物、飲み物、化粧品が入っていたびん



！ 注意点

ガラス調度品、ガラス食器は、びん
と材質が異なる
ため不燃ごみへ



割れたびん

布や新聞紙に包んで、不燃ごみへ
(袋に「キケン」
と表示する)



平成20年度より、化粧品のびん
がリサイクルできるようにな
りました。

出し方

ラベルは
はがさなくてよい



キャップは
はずし材質
により分別

キャップを取り、中身を抜いて
軽く洗ってから出してください。
びんの口の取れないプラスチ
ックはそのままかまいません。

金属系のキャップは、金属類へ
プラスチック系のキャップは、
可燃ごみへ

中身を抜い
て軽く水洗
いする

右のびんはリターナ
ブル(再利用できる)
びんです。販売店から
できるだけ引き取っ
てもらってください。



古布類

出し方 透明または半透明の袋で出す

出せるもの

綿または絹100%の布類、衣類

出し方

洗う



まとめて
一包みに
する



洗ってから、まとめて透明または半透明の袋に入れる。

！ 注意点

化学繊維の混入
しているものは
40cm以下に切断
し可燃ごみへ



古紙類

出し方

種類別に分け、
十文字にしばって出す

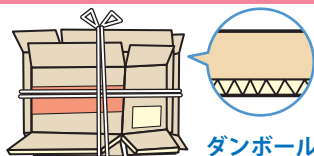
出せるもの

新聞紙



チラシは
「雑誌、雑がみ」へ

ダンボール



ビニールコートされた
ものは、可燃ごみへ
(40cm以下に切断)

ダンボールとは…断面が波状になっているもの

雑誌、雑がみ



雑誌



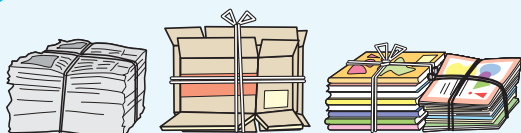
雑がみ

少量の場合は、雑誌
などに挟み込む

雑がみとは…

菓子の箱、ティッシュペーパーの箱、古封筒、
カレンダー、コピー用紙、ハガキ、包装紙など

出し方



紙以外の異物を取り除いて、種類別に
まとめ、十文字にしばる。

！ 注意点

リサイクルできない紙



ビニール加工された紙



紙コップ



シール・台紙



カーボン紙
(複写式のもの)



油・食品などで
汚れた紙



油紙



感熱紙
FAX用紙・レシート



金色・銀色の紙



洗剤などがついた紙



写真

これらは可燃ごみへ

牛乳パック

出し方

十文字にしばって出す

出せるもの

識別マーク



！ 注意点

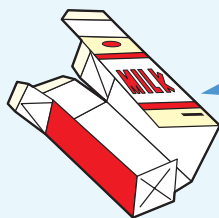
牛乳やジュース類で内側が白いもの
が対象です。

内側が銀色のものは可燃ごみへ

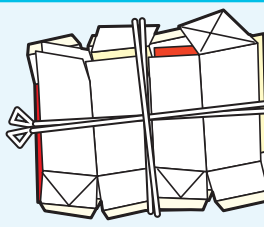
出し方



水洗い
する



切り開き
よく
乾かす



ひもで十文字
にしばる。

ペットボトル

出し方

袋から出して回収箱
または回収ネットに入れる

出せるもの(主な品目)

飲料用・酒用・しょうゆ用



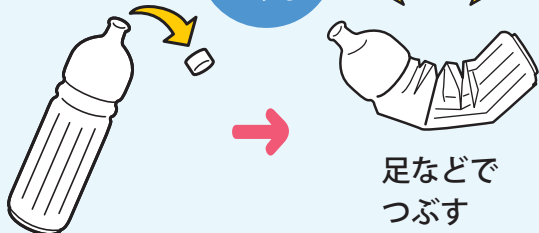
ラベルの部分や、底部に
材質表示マークのある
ペットボトルだけが
対象です。

炭酸飲料、果汁飲料、ウーロン茶、日本茶、
麦茶、コーヒー、紅茶、スポーツドリンク、
ミネラルウォーター、焼酎、本みりん、
洋酒、清酒、しょうゆなどの容器

出し方

キャップは
可燃ごみへ

中身を抜い
て軽く水洗
いする



足などで
つぶす

！ 注意点

次のものは対象になりません これらは可燃ごみへ

油分のついた
ペットボトル



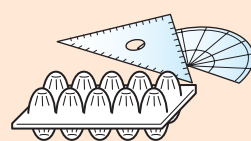
たれ、ソース、ドレッシ
ング、食用油などの容器

非食品用の
ペットボトル



洗剤、シャンプー、
リンスなどの容器

ボトル以外の
ペット素材のもの



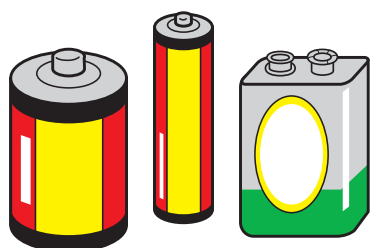
卵のパック、文具など

乾電池

出し方

袋から出して
回収箱に入れる

出せるもの

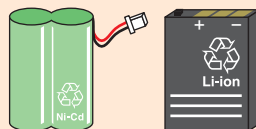


アルカリ乾電池
マンガン乾電池
オキシライド乾電池



ボタン電池

！ 注意点



充電式電池は販売店
の回収ボックスへ
(左の充電電池マーク
のあるもの)



出し方

備え付けの回収箱には、乾電池・ボタン電池
以外はいれない。

粗大ごみ

出し方

申込制戸別収集

収集業者等へ直接電話依頼をする

出せるもの(主な品目)



グランドピアノは
収集できません

出し方

1 収集業者(受付番号)へ直接依頼する。

燕市

(市外局番)
0256

燕地区 (株)新蒲原総業 ☎ 62-5537

ふじ環境保全(株) ☎ 62-2428

(有)双葉衛生社 ☎ 62-5302

吉田地区 (株)吉田環境衛生公社 ☎ 93-2693

分水地区 専用受付番号 ☎ 97-5885

弥彦村

(有)小林建材 ☎ 94-4432

2 粗大ごみシールを貼り付ける。

粗大ごみシール
300円券

粗大ごみシール
500円券

粗大ごみシール
1,000円券

収集業者が引き取りに来た際に、購入し代金を支払ってください。また、事前に各市村担当課で購入することもできます。(閉庁日不可)

環境センターでシールの購入はできません。

燕地区業者別区域 (お住まいの地域をご確認のうえ、業者へ連絡してください。)

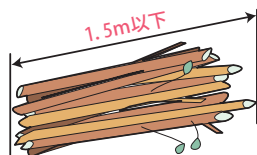
業者名	自治会名
(株)新蒲原総業 ☎62-5537	水道町四丁目 仲町 宮町 穀町 新町 中央通三の一部 本町一〜二丁目 寿町 下太田 新栄町 寺郷屋 前郷屋 廿六木三〜四区 中央通四 中央通五の一〜五の三 西燕町 桜町 灰方 灰方南 三王淵 関崎 松橋 長渡 館野 長所
ふじ環境保全(株) ☎62-2428	秋葉町一〜四丁目 朝日町 日之出町 中央通一〜二 中央通三の一部 幸町 白山町一〜三丁目 小高 佐渡 又新 二階堂 勘新 小古津新 大船渡 小中川 小牧 栄町 中川 四ツ屋 次新 児ノ木 新生町 花園町
(有)双葉衛生社 ☎62-5302	南一〜八丁目 殿島一〜二丁目 井土巻一〜五丁目 水道町一〜三丁目 東町 小池 小池新町 柳山 杉名 杉柳 道金 八王寺 大曲 緑町

せん定枝

出し方

事前に処理券を購入し
直接搬入する

出せるもの(主な品目)



せん定した庭木



落ち葉



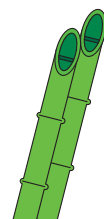
刈り草



幹



木の根



竹

受入時間

月曜日～金曜日

午前8時30分～午後5時まで

(土・日・祝日・年末年始を除く)

受入できるもの

- ①長さ1.5m、太さは制限ありません。(搬入した人が降ろせる範囲)
- ②木の根は、土が付いていない状態。
- ③原則はバラ積みです。束ねる場合は、わら縄を使用すること。
(ビニールひもで束ねたものは受入れできません。)

受入できないもの

くい・板・柱・廃材・ビニール類・ブロック・石・土砂・針金等金属類
農作物(家庭菜園での野菜の茎葉・花などを含む)

料 金

搬入車両の最大積載量	処理料金
～ 350kg	1,200円
350超 ～ 1,000kg	2,400円
1,000超 ～ 2,000kg	8,600円
2,000超 ～ 4,000kg	12,200円
4,000超kg	21,400円

各市村担当課または環境センターで
事前に処理券の購入が必要です。

燕市の方(業者含む)は右記のリサイクル施設も利用できます。
なお、この施設は燕・弥彦総合事務組合の施設ではありません。
(受入条件等が違います。)

！ 燕市限定

《燕市せん定枝リサイクル施設》

住所：燕市吉田本町694-8 TEL:0256-93-6830

受入条件	利用料金
長さ50cm以下 太さ10cm以下	○市民 50kg未満は無料 50kg以上は有料
	○業者 有料(事前登録が必要)

次のものは搬入できません。

搬入規制の 樹木	キョウチクトウ、アセビ、イチイ、ウルシ、笹、 竹、その他毒性を有する樹木、腐食した樹木
-------------	--

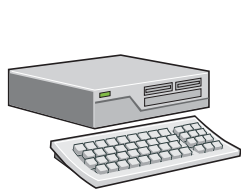
利用日時や料金などは、燕市役所又は
施設へご確認ください。

燕市の施設のため、弥彦村の方は利用できません。

パソコン

「資源有効利用促進法」により、パソコンはメーカー等が回収し、再資源化します。

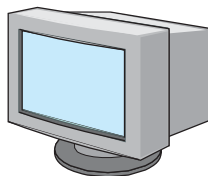
対象となるもの



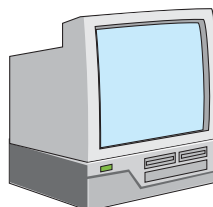
デスクトップパソコン(本体)



ノートパソコン



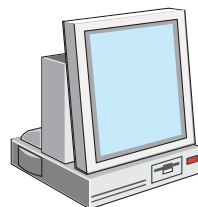
CRTディスプレイ



CRTディスプレイ
一体型パソコン



液晶ディスプレイ

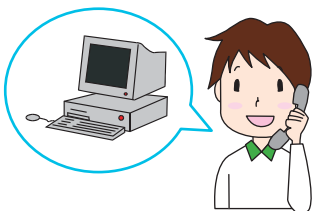


液晶ディスプレイ
一体型パソコン

メーカー等への引き渡し方法

1 電話等でメーカーに回収の申し込みを行います。

※回収するメーカーがないパソコン(自作パソコン、倒産したメーカー・輸入販売会社のパソコンなど)は、パソコン3R推進センターのホームページ(下記参照)から申し込んでください。



2 PCリサイクルマークがついている製品の場合



リサイクル

メーカーから「エコゆうパック伝票」が送付されます。

※平成15年10月以降に発売されたPCリサイクルマークが貼付されているものは、リサイクル料金が購入時に支払われているため、新たな料金負担はありません。

PCリサイクルマークがついていない製品の場合

メーカーから送付された振込用紙でリサイクル料金を振り込む。

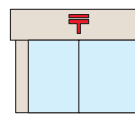
メーカーから「エコゆうパック伝票」が送付されます。

3 パソコンを梱包し、メーカーから送付された「エコゆうパック伝票」を貼付します。



伝票を添付

4 郵便局の窓口を持ち込むか、郵便局に戸別集荷を依頼します。



パソコン3R推進センター

ホームページには各メーカーの受付(問い合わせ)窓口やリサイクル料金が掲載されています。

<http://www.pc3r.jp>

TEL 03-5282-7685 FAX 03-3233-6091

受付時間: 月~金(祝日を除く) 午前9時~12時 午後1時~5時

梱包について



マウス、キーボード、スピーカー、ケーブルなどのメーカー出荷時に同梱されていた標準付属品



プリンタなどの周辺機器、取扱説明書/マニュアル、フロッピーディスク、CD-ROM等の媒体

データの消去について

情報漏洩防止のために、廃棄前に自己の責任として確実に「データ消去」を行うことをお勧めします。

画面上で行う一般的な「消去」は、一見データが存在していないように見えますが、実際はまだ消去されていない場合がほとんどです。ケースを外し、内蔵されているハードディスクそのものを、カナヅチなどで叩いて衝撃を与えてください。

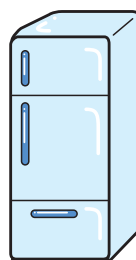
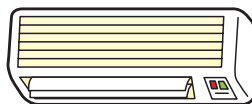
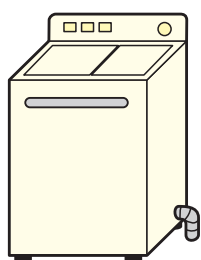
❗ PCリサイクルマークがついていない製品は、粗大ごみとして出すことができますがリサイクルにご協力下さい。

家電リサイクル法対象品目

「家電リサイクル法」により、次の家電4品目については、メーカー等が回収し、再資源化します。

対象となる家電とリサイクル料金

洗濯機	テレビ (ブラウン管式のもの)	エアコン	冷蔵庫 冷凍庫(ホームフリーザー)
2,520 円	2,835 円	3,150 円	4,830 円



主要メーカーの公表料金です。

料金はメーカーにより異なる場合がありますので、家電販売店または、財団法人家電製品協会(家電リサイクル券センター)に確認してください。

家電リサイクル券センター

☎ 0120-319640

受付時間:午前9時～午後5時(日・祝日除く)

ホームページ

<http://www.rkc.aeha.or.jp>

※平成21年4月1日から、液晶テレビ・プラズマテレビ・衣類乾燥機も家電リサイクルの対象です。

処理の方法

家電販売店に引き取りを依頼する場合

購入した店か、買い替えをしようとする店に、リサイクル料金と収集運搬料金を支払い、引き取りを依頼する。

収集運搬許可業者に引き取りを依頼する場合

(買い替えしない場合、
購入店がわからない場合)

下記許可業者に直接持ち込み、リサイクル料金と収集運搬料金を支払い、引き取りを依頼する。

対象市村	業 者 名	住所及び電話番号
燕市・弥彦村	ツバメロジス(株)	燕市大関353 TEL:0256-63-4663
燕市	(株)吉田環境衛生公社	燕市吉田本町694-1 TEL:0256-93-2693

事前に連絡して料金等の確認をしてください。

花と緑のまちづくり



(株)吉田環境衛生公社

〒959-0268 新潟県燕市吉田本町694番地1
TEL (0256) 93-2693 FAX (0256) 93-1511

ごみのことならお電話下さい。お手伝いします。

見積
無料



骨材一般・埋立工事一式・土木部・舗装部
家・建物解体工事一式
産業廃棄物処理業(厚生大臣認定 第023420号)
" (新潟県指令環保 第169号)
新自貨 第238号・一般貨物自動車運送事業

有限会社 小林建 材

〒959-0301 新潟県西蒲原郡弥彦村大字鮎穴201

TEL (0256) 94-4432

FAX (0256) 94-2199

こちらは有料広告です。

処理できないもの

ごみステーションなどには絶対に出さないでください。次に示したものは購入先から引き取ってもらうか、専門処理業者へ依頼してください。

有害性のあるもの

農薬、劇薬、工業薬品、化学薬品、
その他各種薬品など

危険性のあるもの

火薬、各種ボンベ(ガス、酸素など)、
消火器、バッテリー、エンジンオイルなど

センターで処理できないもの

容積または重量が著しく大きいもの

(大人2人で無理なく車両などに積み込みできないもの)

ピアノ、自動車、自動二輪車(原付含む)、船舶、耐火金庫、温水器(ソーラー型含む)、石灯籠、庭石、石塀、墓石、物置、プレハブハウスなど

処理が著しく困難なもの

廃タイヤ、ホイール、燃えがら、自動車部品等(バンパー、ファンベルト、レンズ類ほか)、
大型油圧ジャッキ、便器、各種肥料など

事業系廃棄物として処理が著しく困難なもの

農業用機械

動力耕うん機、トラクター、脱穀機、もみすり機、田植機、碎土機など

※上記物品には大型部品含む。

農業用ビニール、ビニールハウス、苗箱など

建設、製造業などに係るもの

建設機械、工作機械、製材木工機械、印刷機械、食品加工機械、電動機(モーター)、
発動機(モーター)、各種ポンプなど

事務所、店舗什器など

アイスストッカー、事業用冷蔵(凍)庫、ショーケース、ディスプレイラック、
自動販売機、レジスターなど

その他

工事用原材料、加工用原材料、生産設備、生産物(農作物含む)、医療機械器具など

引越しなどによる一時多量ごみ

引越しなどで一時的に多量に出るごみについては、地域のごみステーションへは出さないで、次の方法で直接処理場等へ運んでください。

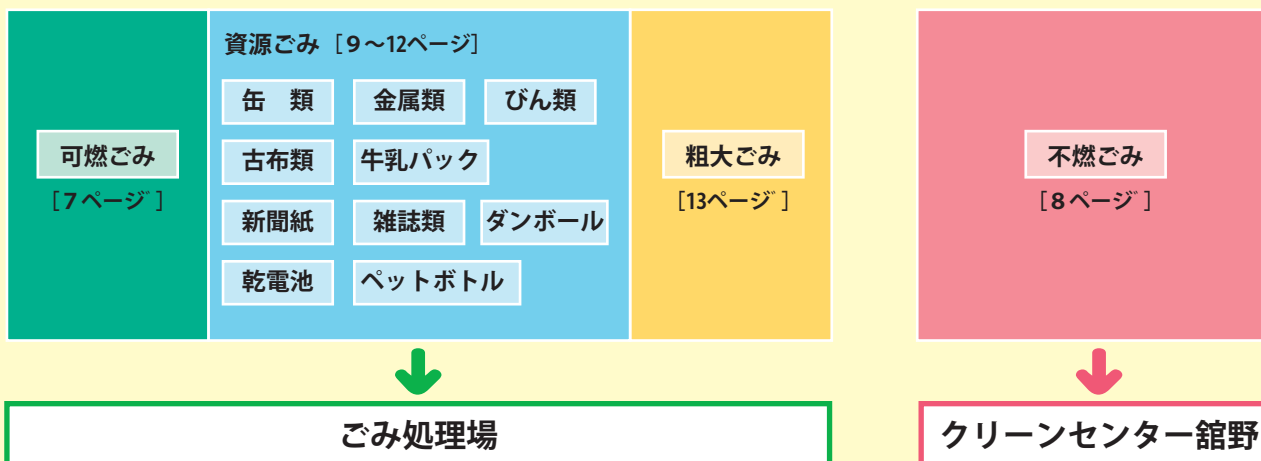
分別の仕方、使用する指定袋等は、ステーションに出す場合と同様です。

各市村の担当課に電話をする

どんなごみを「いつ」「どのくらい」持ち込みたいのか事前に連絡をする



分別し、それぞれの施設に直接持ち込むか、各市村の収集運搬許可業者へ依頼（収集運搬料が別途かかります）をする。



※施設の案内図は、次ページ

必ず、上記13分別に分別し、搬入してください

(分別されていないものは、受け取りできません)

！ 注意点

- ・ 燃燃ごみ・不燃ごみは、『指定袋を使用』してください。
(指定袋を使用しない場合は、19ページの事業系一般廃棄物処理料金となります)
- ・ 直接持ち込む場合でも、『燃燃ごみは長さ40cm、厚さ5cm以下』に破碎、切断してください。
- ・ 粗大ごみは各市村担当課で『事前にシールの購入』が必要です。
(閉庁日はシールの取り扱いはできません。)
- ・ 収集運搬許可業者がわからない場合は、各市村担当課へお問合せください。